

特許実施報告提出義務について

【現状】(2025年10月17日更新)

昨年改正されました特許法は特許の実施報告を義務づけております(20条A) が、その具体的な報告時期、報告対象特許の特定、報告内容等については、明らかにされていません。特許局は実施報告に関する施行規則はまだ準備中であるとしています。

そもそもこの改正法はその施行日以降に出願されたものに対して適用されるとも規定されています(169条)ので、実施報告義務も改正法施行以降に出願されたものに適用されると理解されます。

しかしながら、実施報告の提出時期が今年末であるとか、実施報告の対象となる特許の登録時期が2022年12月31日以前であるとか、具体的な情報が流布されているようです。これらの情報は特許局の知るところではなく、公式な発表に基づくものではないようです。一部代理人が騒ぎ立て、特許局に質問を寄せる中で、一部の職員が個人的に対応した結果が一人歩きしているように見受けられます。

妙なことに、特許局の電子出願サイトには、[実施報告の用紙](#)やそれを提出するためのメニューも用意されているのですが、特許局は特許権者がこれを使用しなくても遅延金等のリスクは一切ないことを確認しています。

実施報告に関する施行規則の施行時期や内容については、情報が入り次第皆様と共有していきます。

【情報が独り歩きしている理由】

【実施報告義務付けの理由】